

第2期古賀市子ども・ 子育て支援事業計画 (案)

令和2年(2020年)3月
古賀市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景.....	
2 計画策定の趣旨.....	
3 計画の位置づけ.....	
4 計画の期間.....	
5 計画の策定方法.....	
第 2 章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	
1 統計データでみえる古賀市の現状.....	
2 第 1 期事業計画の評価及びニーズ調査結果からみえる古賀市の現状.....	
3 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題.....	
第 3 章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念.....	
2 基本目標.....	
3 施策の体系.....	

第4章 施策の具体的な取り組み.....

- 1 子どもの健やかな育ちのための支援.....
- 2 いきいきと子育てができる環境づくり.....
- 3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり.....
- 4 教育・保育提供体制の充実.....
- 5 子育てを支える地域づくり.....

第5章 量の見込みと確保方策.....

- 1 教育・保育提供区域.....
- 2 ニーズ量の算定方法.....
- 3 子どもの人口推計.....
- 4 実績及び各年度における量の見込みと確保方策.....

第6章 計画の推進体制.....

- 1 計画の推進.....
- 2 実施状況の継続的な点検.....
- 3 計画の周知.....

参考資料.....

- 1 ***.....
- 2 ***.....
- 3 ***.....
- 4 ***.....
- 5 ***.....



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

(2) 国の動向

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

中でも、待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国は平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から平成 34 年度末までに女性の就業率 80% に対応できる、約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、「人づくり」として、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、消費増税にあわせ、令和元年 10 月 1 日から子育て世帯の負担を軽減する、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

子どもの貧困対策においては、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されました。同大綱では、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つの柱を掲げ対策を推進しています。

また、令和元年6月には、改正子どもの貧困対策法が制定され、計画策定の努力義務を課す対象を、都道府県から市区町村に広げ、地域の実情に合った施策の推進を目指すことになりました。

(3) 福岡県の動向・・・・・・・・

福岡県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「福岡県次世代育成支援行動計画（出会い・子育て応援プラン（前期計画）」を、平成22年には同計画の後期計画を策定し、次世代育成支援対策を推進しています。

子ども・子育て支援新制度の施行及び次世代育成支援対策推進法の改正を受けて平成27年3月には「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、少子化の流れを変えることを目指し、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望をかなえ、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めています。

2 計画策定の趣旨

本市においては、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため、古賀市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

平成 24 年度に策定した、第 4 次古賀市総合振興計画では、都市イメージ「つながりにぎわう快適安心都市こが～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」の実現に向けて、「人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち」、「自然と歴史・文化の未来へつなぎ、こころやすらぐまち」、「こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち」、「快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち」を掲げ、様々な施策を推進してきました。

平成 29 年度からの後期基本計画では、「子どもすこやかプロジェクト」を重点プロジェクトの一つに掲げ、子育て支援や学校教育を充実するとともに、子どもがすこやかに育つまちづくりを推進しています。「古賀市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年に策定しており、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、様々な取り組みを進めています。

さらに、(平成 31 年 3 月 29 日に制定) 令和元年 10 月 1 日から施行の「古賀市子ども・子育て支援条例」は、子どもが健やかに成長するための環境を作り、子どもの生きる力を育むための子ども・子育て支援を市全体で取り組むことを明記しています。

社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き世帯の増加や生活様式の多様化がより一層進み、子どもの育成や子育て支援に関するニーズも多様化しており、様々な悩みや課題を抱える子どもや家庭が増えています。

子ども・子育て支援とは、大前提として、保護者が子育てについての第一義的責任を有しています。そのことを再確認し、そのうえで、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感、不安感、孤立感を和らげるとともに、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるような支援をしていくことを目指しています。このように「子どもの最善の利益」を考えた支援を推進していきます。

なお、本計画は、「第 1 期古賀市子ども・子育て支援事業計画」の方針を引き継ぎながら、今後 5 年間における施策の方向性を明確に示し、本市の資源を最大限活用し、子ども・子育て支援施策を総合的、効果的に推進していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市が今後進める子ども・子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。

また、本計画は、第1期計画同様、次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村行動計画と一体的に策定しております。

さらに、本計画は、古賀市子ども・子育て支援条例第4条に定める行動計画として位置づけます。

なお、本計画は、第4次古賀市総合振興計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。



図を記載

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。



図を記載

5 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、子育て世帯（就学前児童保護者、小学生保護者）に対しアンケート調査を実施し、子育て支援に対するニーズを把握しました。また、子ども本人（小学生、中学生）に対してもアンケート調査を実施し、生活状態や自分自身のこと等の把握をおこないました。

さらに、高校生や地域の子育て支援者に対し、グループヒアリング調査を行い、貴重なご意見をいただきました。

●アンケート調査

・調査地域	古賀市全域
・調査の種類	4種類【就学前児童の保護者】【小学生の保護者】【小学生】【中学生】
・調査対象者	【就学前児童の保護者】市内在住の就学前児童をお持ちの保護者 【小学生の保護者】市内在住の小学2年生・4年生・6年生の児童 をお持ちの保護者 【小学生】市内の小学6年生 【中学生】市内の中学3年生
・調査期間	平成30年10月16日～平成30年10月31日
・調査方法	【就学前児童の保護者】 就園児は園にて配布・回収、未就園児は郵送による配布・回収 【小学生の保護者】【小学生】【中学生】 学校にて配布・回収

		配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	就園児	678通	584通	86.1%
	未就園児	322通	172通	53.4%
小学生の保護者		709通	635通	89.6%
小学生（6年生）		531通	491通	92.5%
中学生（3年生）		524通	489通	93.3%

●ヒアリング調査

①地域支援者グループヒアリング

・参加者	地域で子育て支援に関わる方
・開催日時	第1回・・・平成30年11月9日(金)13:00~16:00 第2回・・・平成30年11月21日(水)13:00~16:00
・場所	リーパスプラザこが 多目的ホール
・参加者	第1回 15人 第2回 15人
・内容	3部構成で参加者の想いを共有。 第1部 「強みの発見・再確認！」 第2部 「未来をイメージ！」 第3部 「じゃあ、どうする？」

②高校生グループヒアリング

・参加者	市内の高校に在籍する高校生または市内在住の高校生
・開催日時	平成30年12月2日(日)13:00~15:00
・場所	リーパスプラザこが 中会議室
・参加者	15人
・内容	2部構成で参加者の想いを共有。 第1部 「今まですごしてきたなかで生き生き生きてきた時間(体験)は？」 第2部 「子どもたちにとって、どんなまちがうれしい？」

(2) 古賀市子ども・子育て会議による審議

第1期計画の評価は、毎年、前年度事業実績を子ども・子育て会議にて報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、進捗管理を進めてきました。

第2期計画の策定についても、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、「古賀市子ども・子育て会議」にて、計画の内容について協議しました。



第2章

古賀市の子どもや 子育てを取り巻く現状

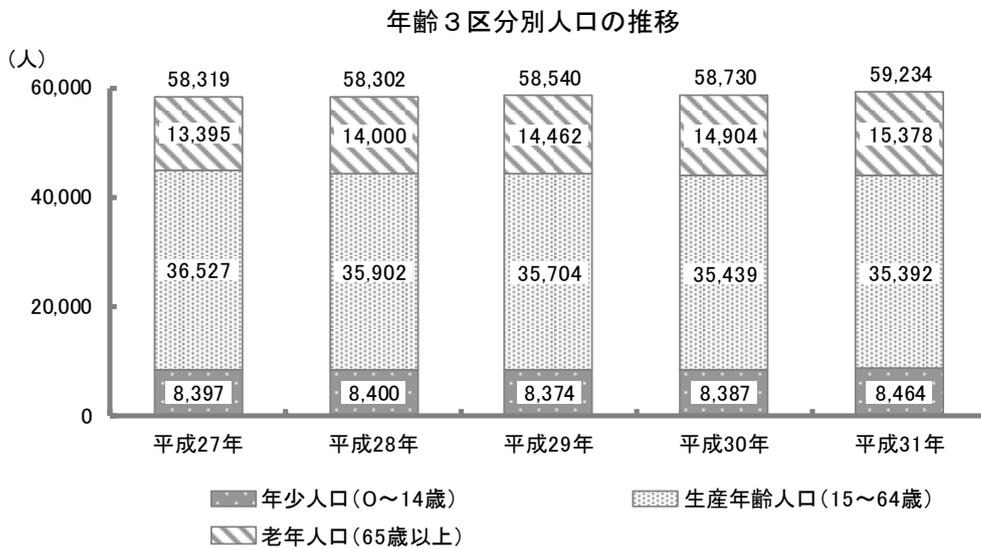
1 統計データでみえる古賀市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移



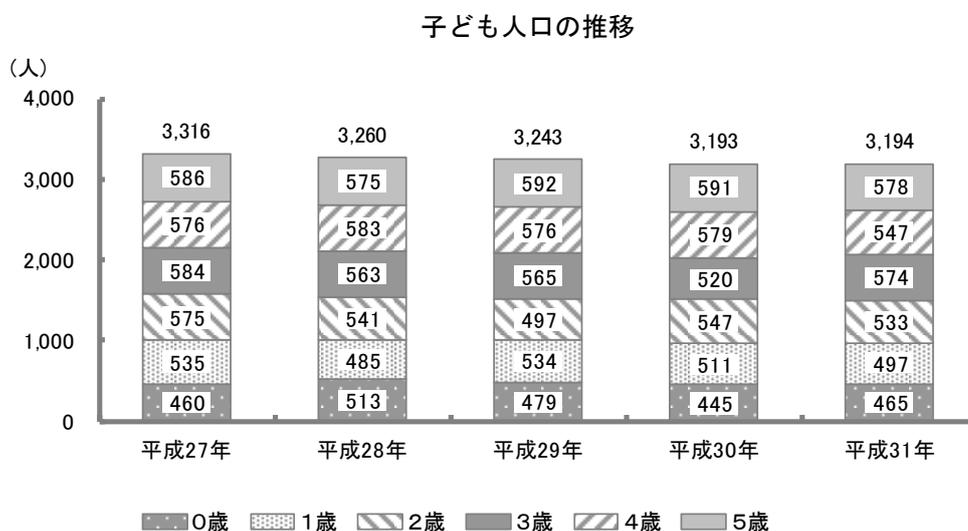
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加しており、平成31年で59,234人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は横ばいであるのに対し、老年人口（65歳以上）は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

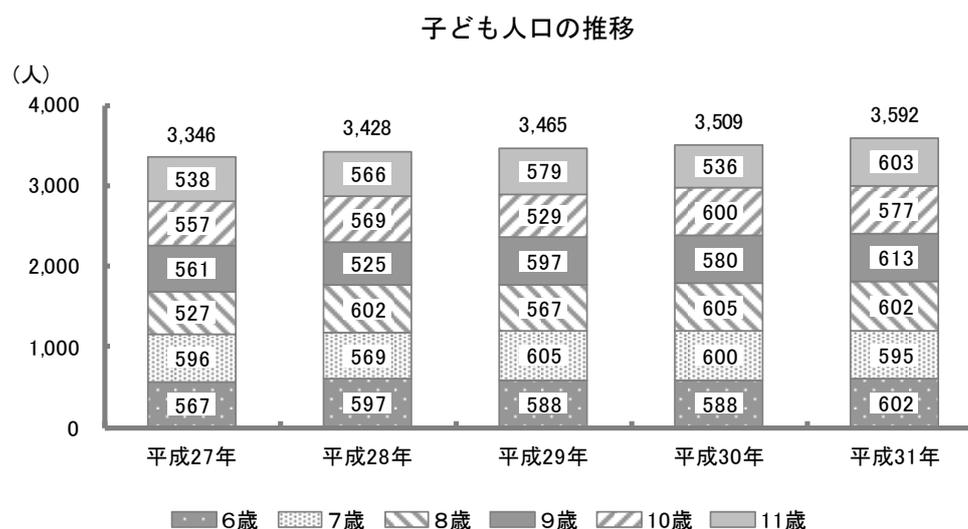
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向となっており、平成31年4月現在で3,194人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増加しており、平成31年4月現在で3,592人となっています。

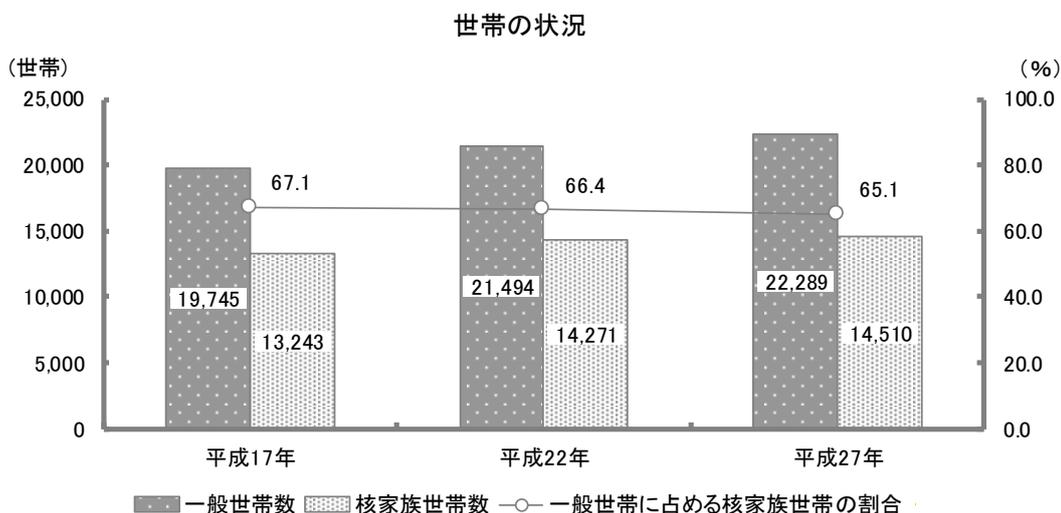


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

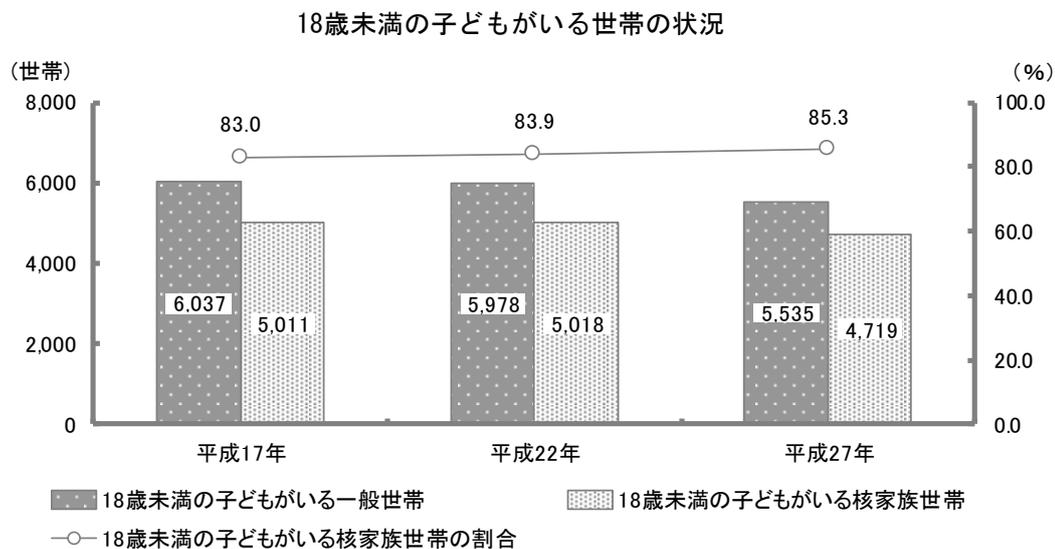
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で14,510世帯となっています。一方で、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しており、平成27年で65.1%となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

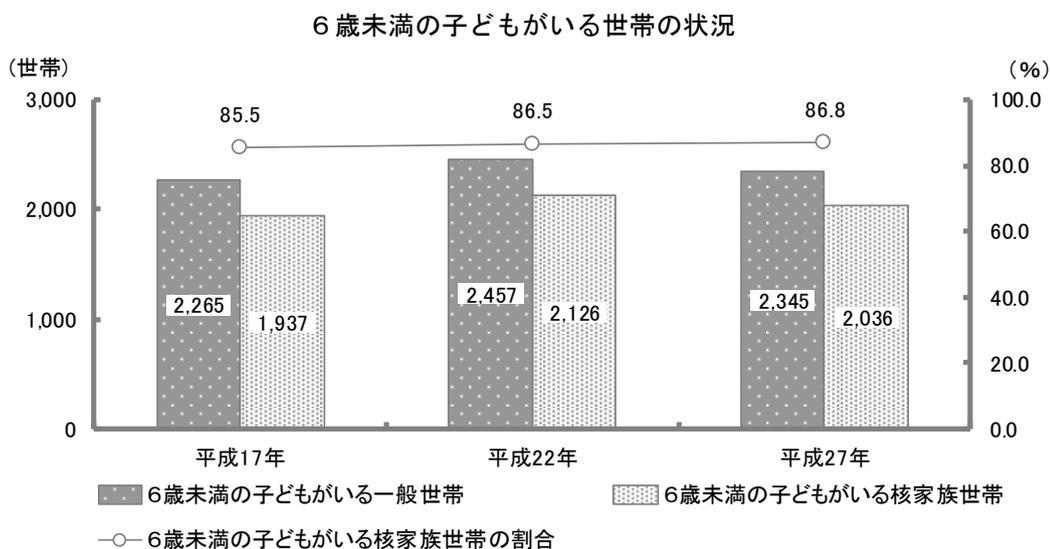
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で5,535世帯となっています。一方で、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

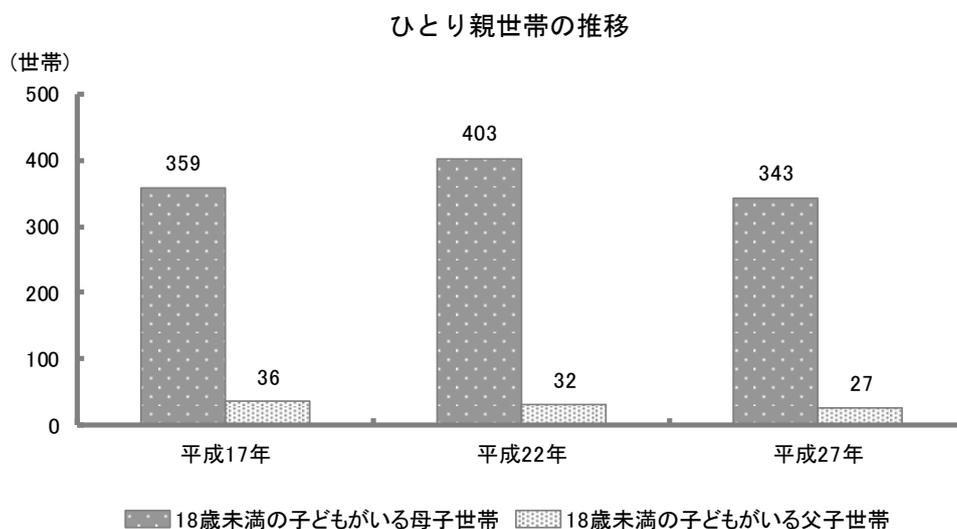
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年以降増加していましたが、平成27年に減少し、2,345世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成17年以降増加していましたが、平成27年に減少し、343世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

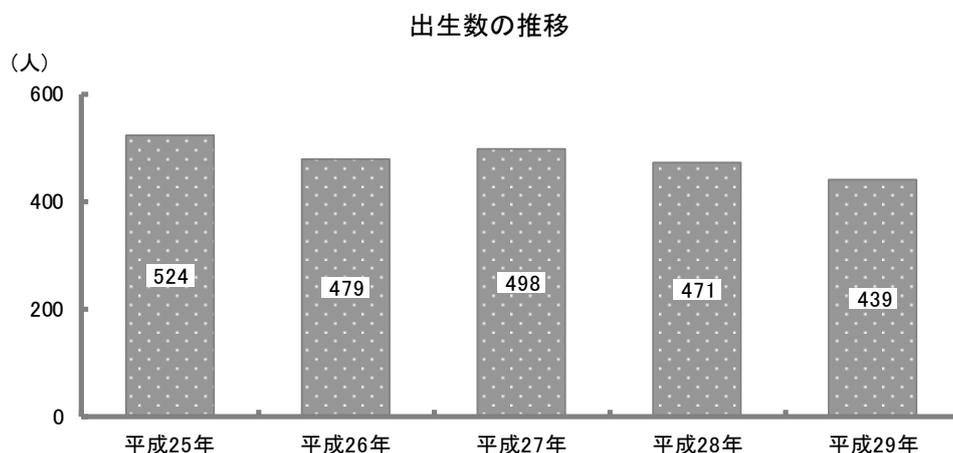


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

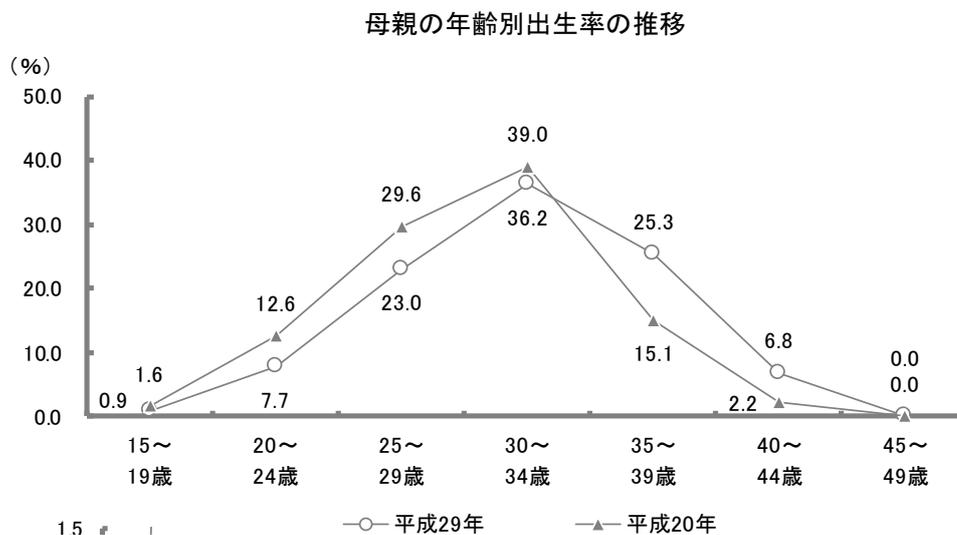
本市の出生数は平成25年以降、平成27年まで増減を繰り返していましたが、平成28年以降減少しており、平成29年で439人と過去5年間で約0.8割減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成30年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

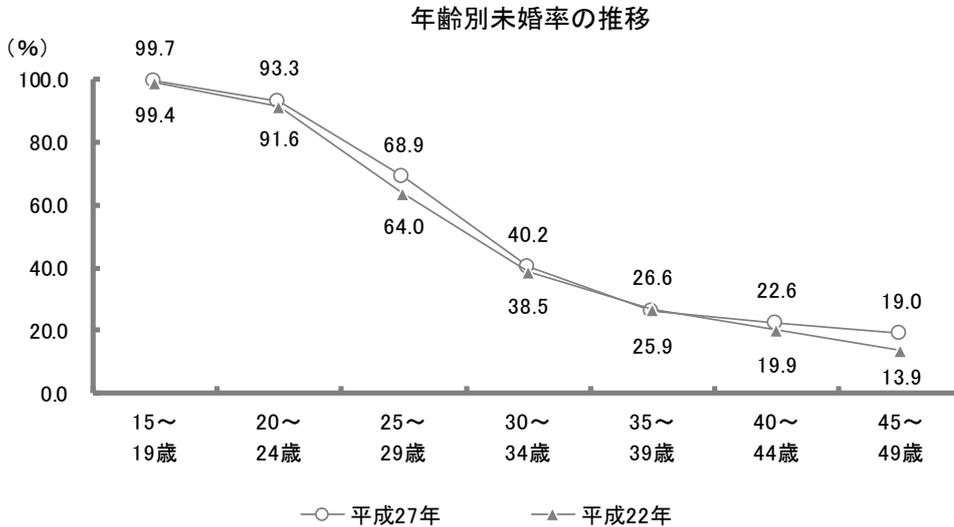


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で40歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

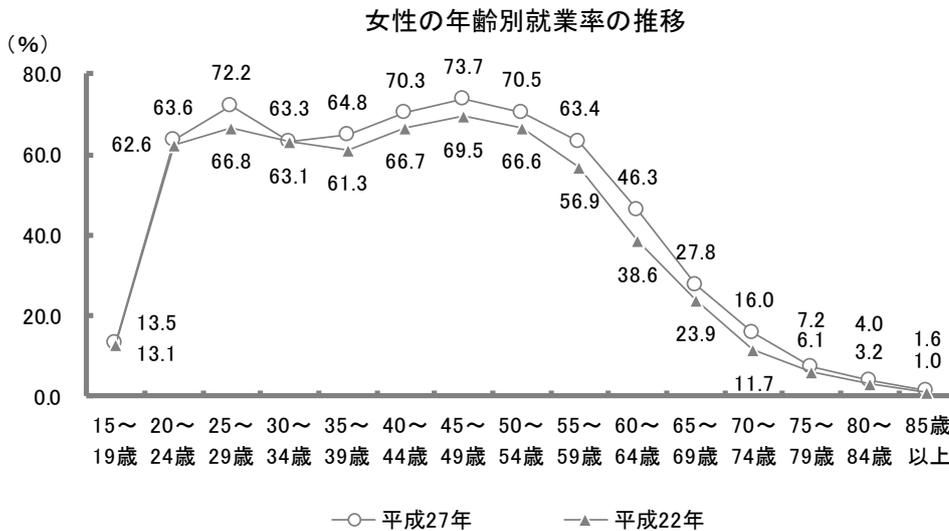


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

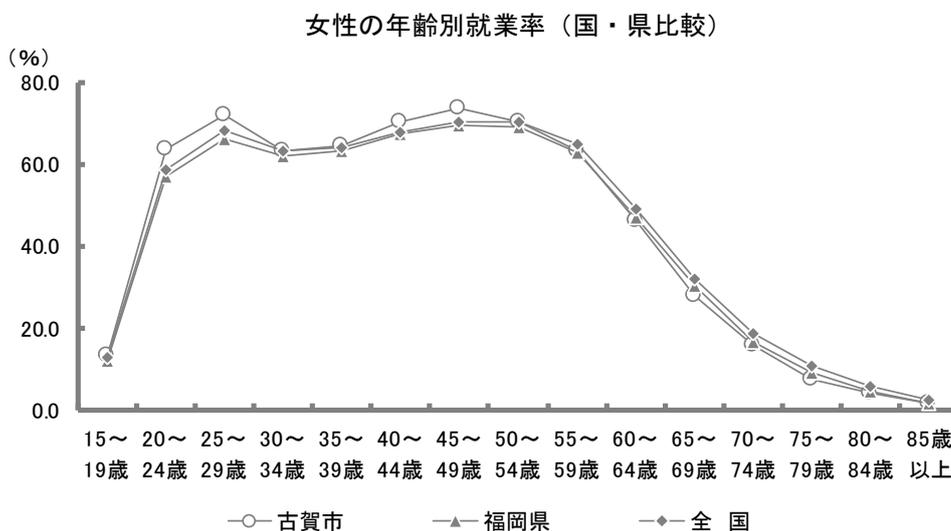
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

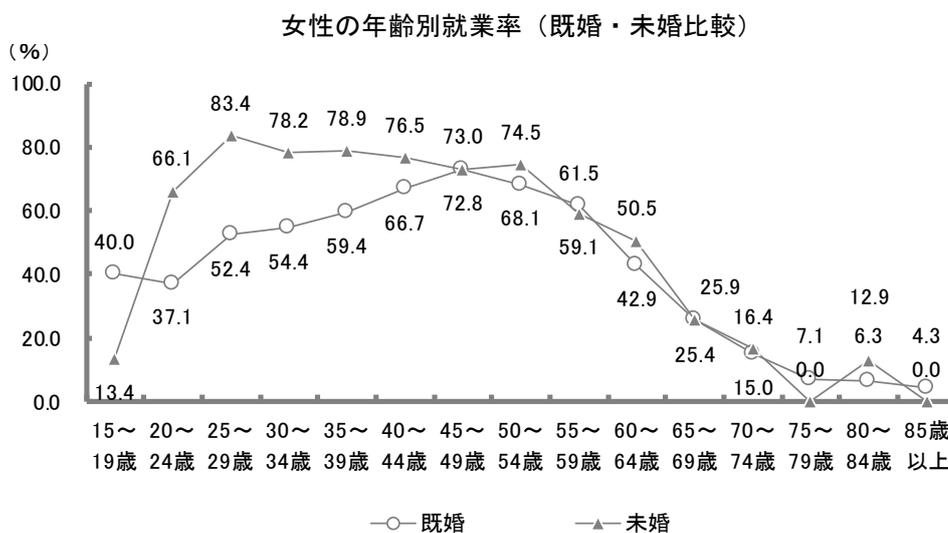
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、60歳以上で全国、福岡県よりも低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

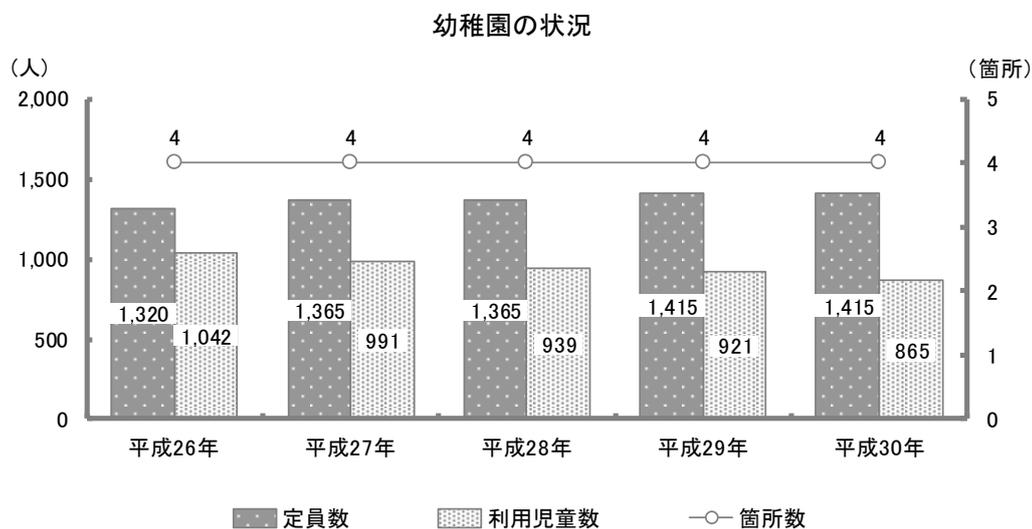


資料：国勢調査（平成27年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

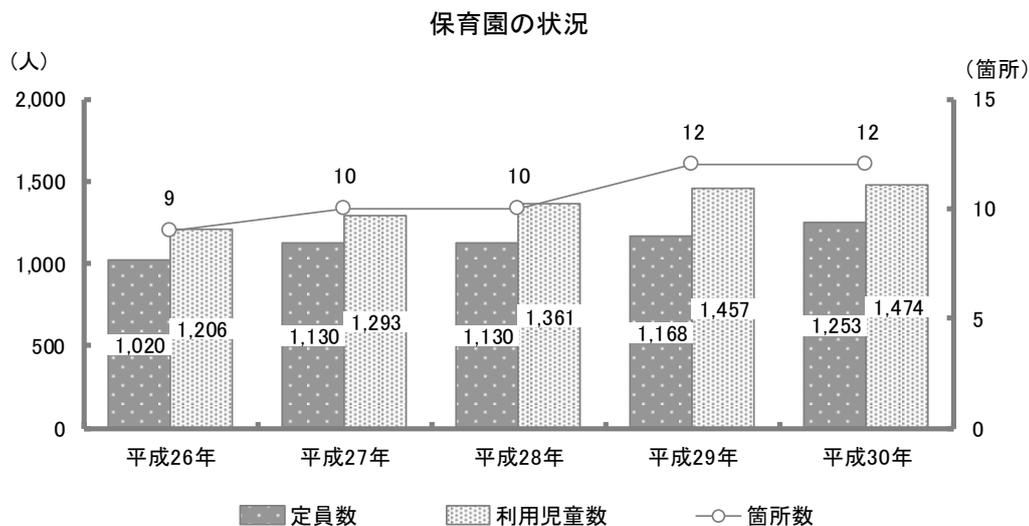
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいで推移しているものの、利用児童数は減少しており、平成30年で865人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

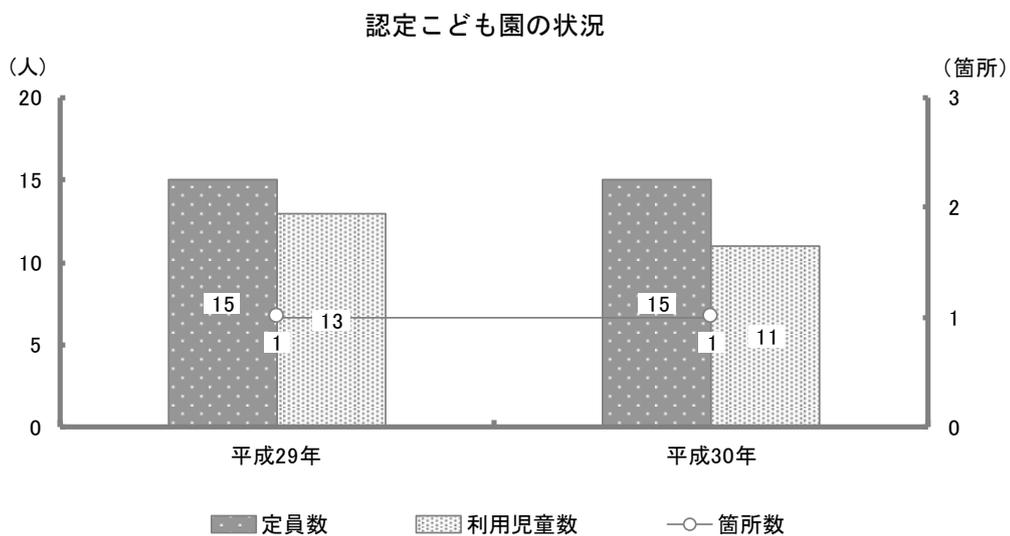
本市の保育園の状況をみると、箇所数は横ばいとなっているものの、定員数・利用児童数ともに増加傾向となっており、平成30年で1,253人と1,474人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・箇所数ともに横ばいとなっています。また、利用児童数はやや減少しており、平成30年で11人となっています。



資料：市の統計

④ 待機児童数の推移

本市は、「待機児童ゼロ」を堅持しておりましたが、保育ニーズの増加から、平成29年度末に4人、平成30年度末に43人の待機児童が発生しております。

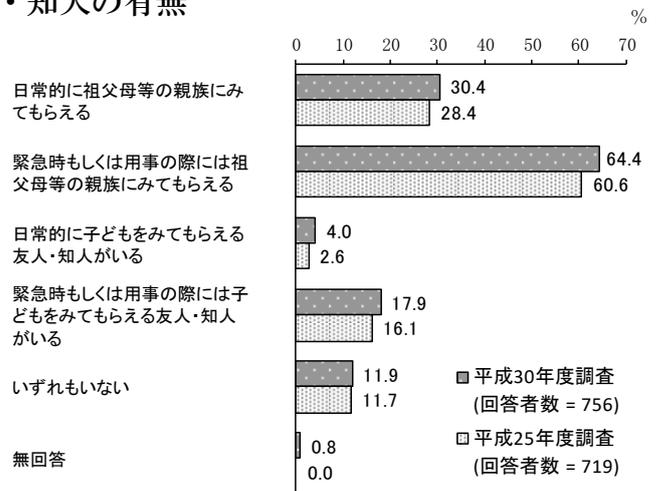
2 ニーズ調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が64.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が30.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が17.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

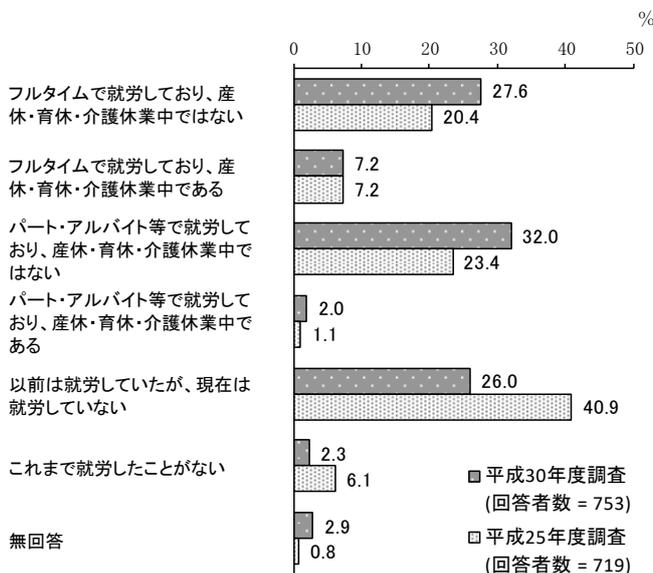


② 両親の就労状況

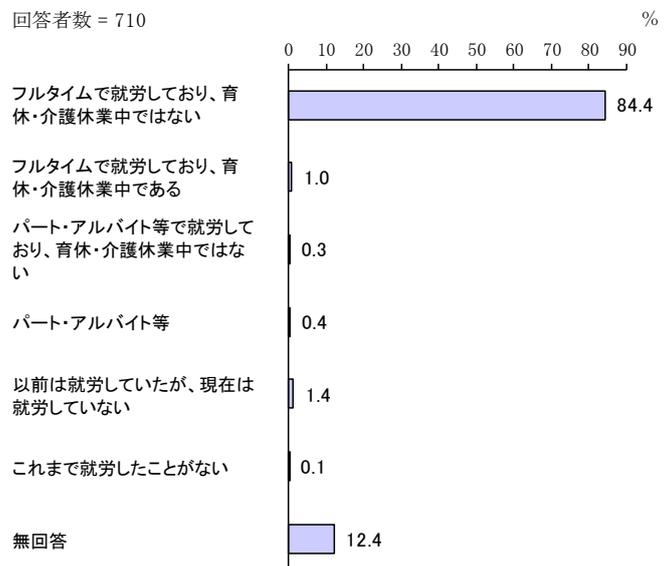
母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が26.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

【母親】



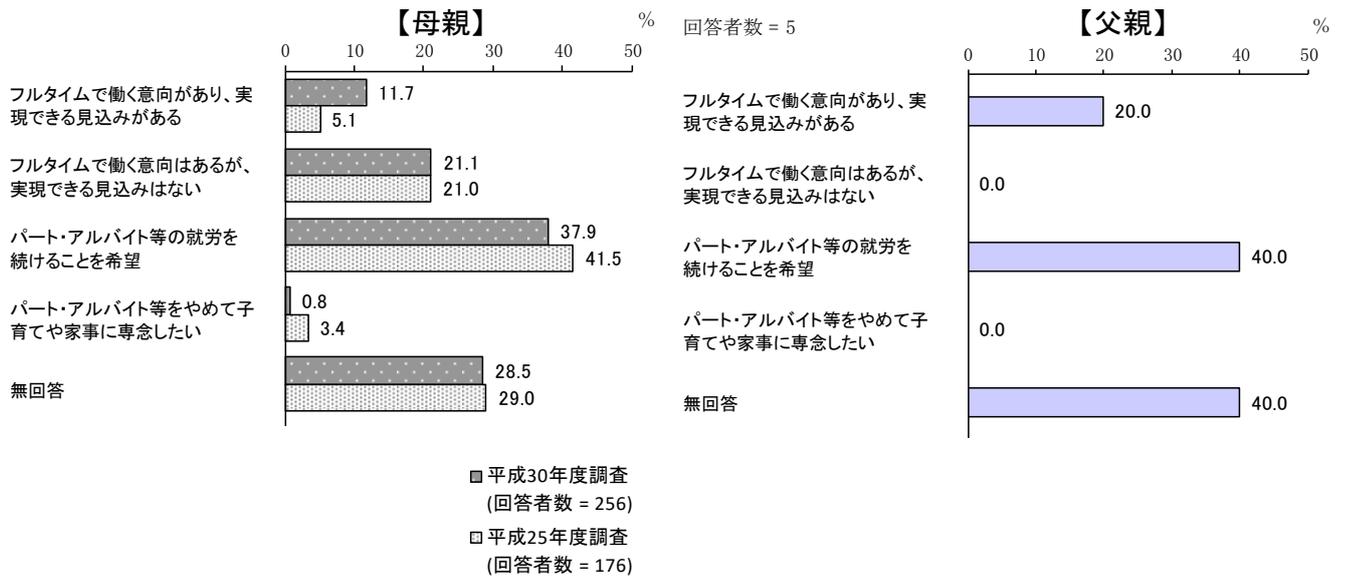
【父親】



③ 両親の就労意向（就労者の就労意向）

母親では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が37.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働く意向はあるが、実現できる見込みはない」の割合が21.1%、「フルタイムで働く意向があり、実現できる見込みがある」の割合が11.7%となっています。

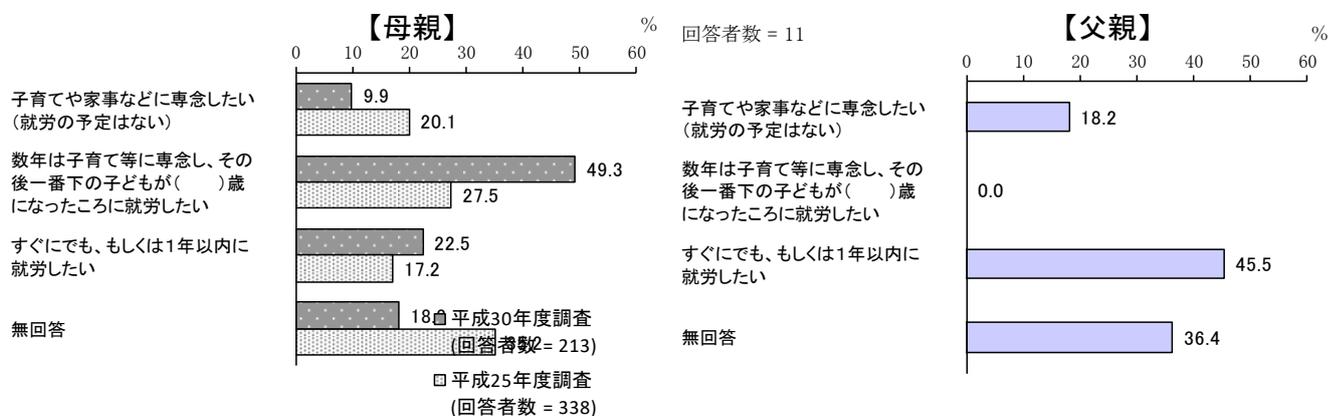
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで働く意向があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。



④ 両親の就労意向（未就労者の就労意向）

母親では、「数年は子育て等に専念し、その後一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が49.3%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が22.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が9.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「数年は子育て等に専念し、その後一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減少しています。

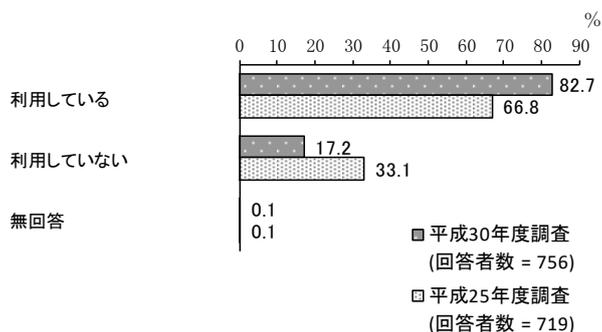


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

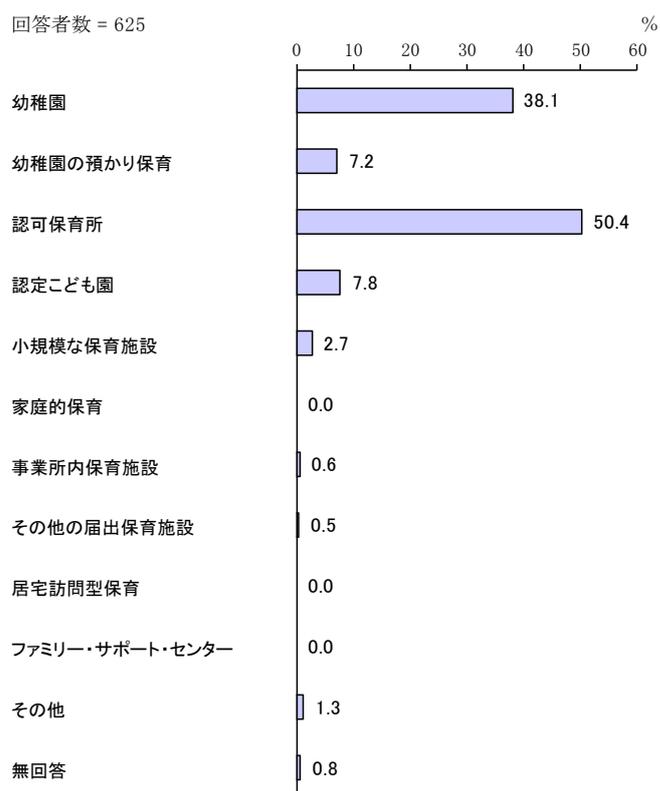
「利用している」の割合が82.7%、「利用していない」の割合が17.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

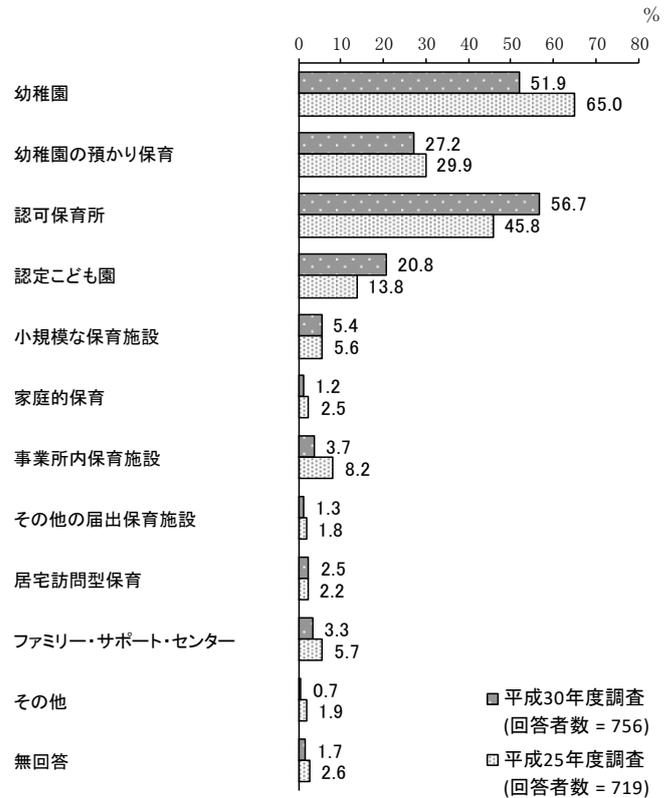
「認可保育所」の割合が50.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が38.1%、「認定こども園」の割合が7.8%となっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が 56.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 51.9%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 27.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所」、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

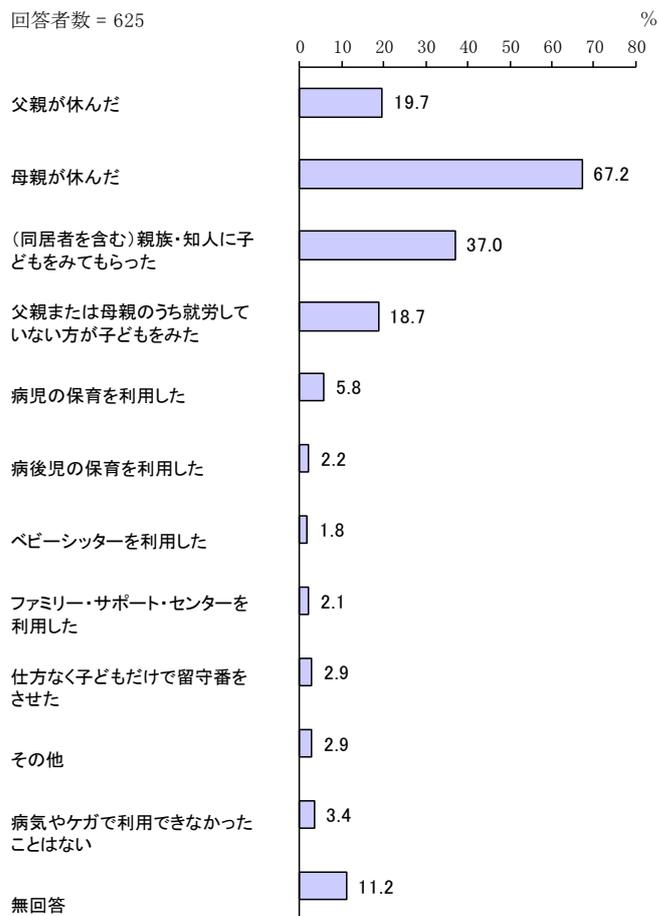


(3) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が67.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が37.0%、「父親が休んだ」の割合が19.7%となっています。

回答者数 = 625

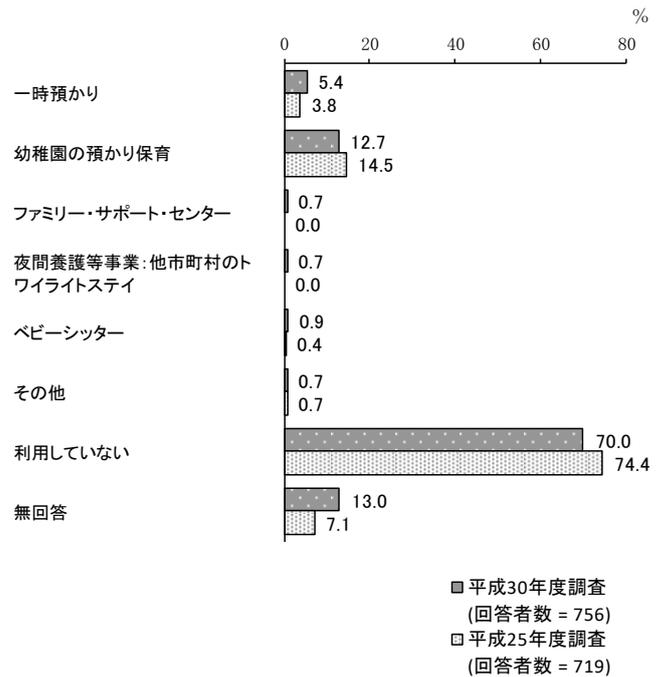


(4) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が70.0%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が12.7%、「一時預かり」の割合が5.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

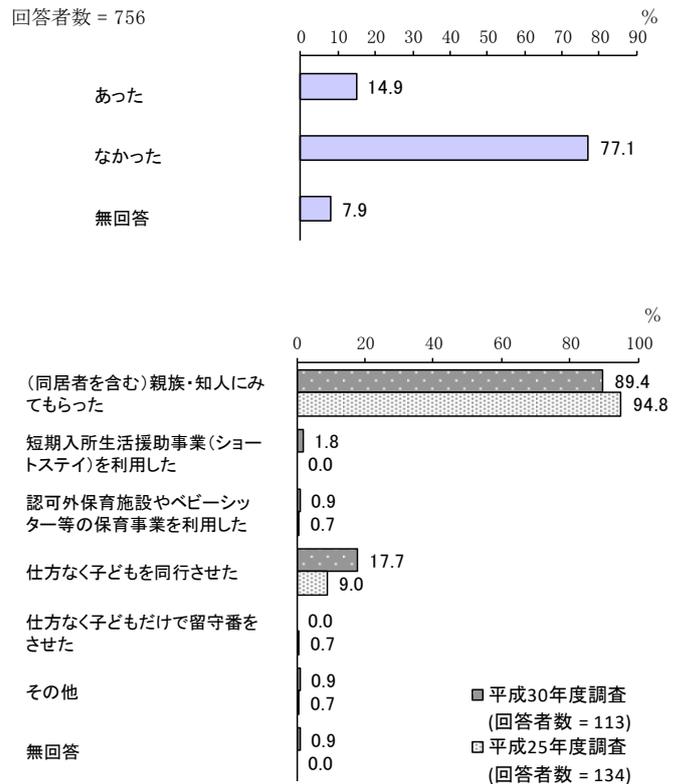


② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

「あった」の割合が14.9%、「なかった」の割合が77.1%となっています。

宿泊を伴う一時預かり等があった人のうち「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が89.4%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が17.7%、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」の割合が1.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕方なく子どもを同行させた」の割合が増加しています。一方、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が減少しています。

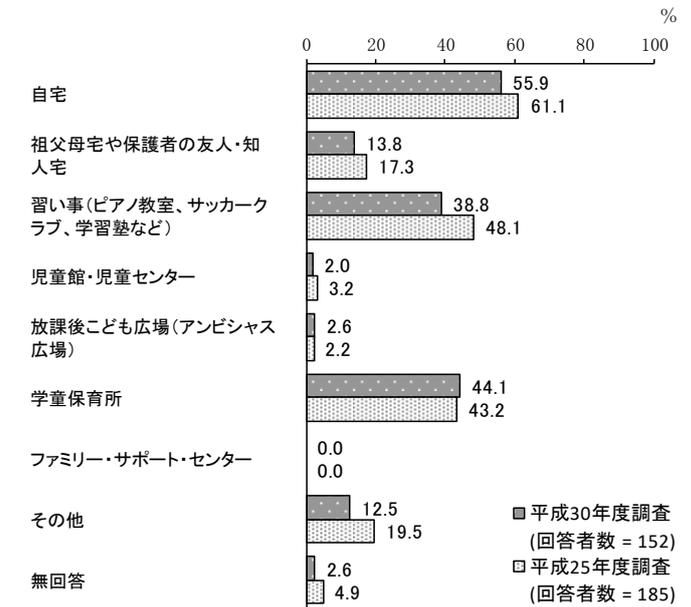


(5) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「学童保育所」の割合が 44.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 38.8%となっています。

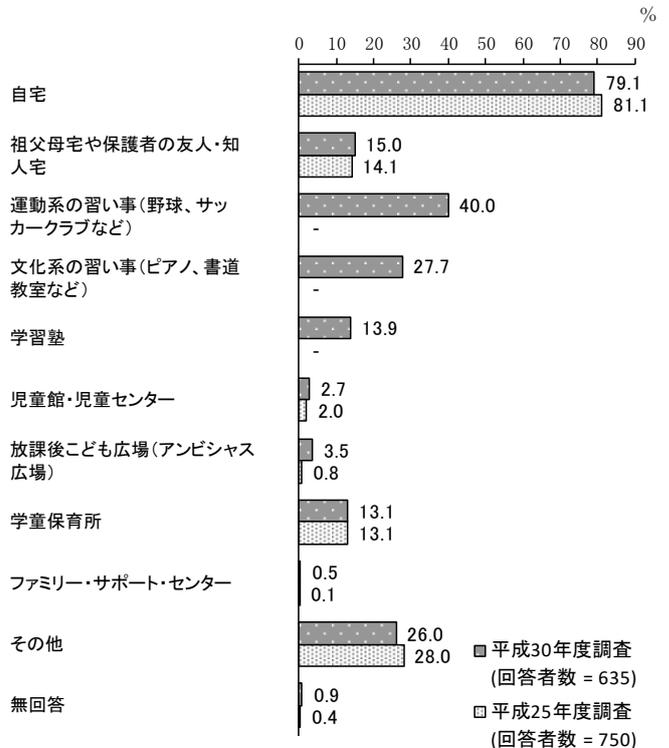
平成 25 年度調査と比較すると、「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



② 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 79.1%と最も高く、次いで「運動系の習い事（野球、サッカークラブなど）」の割合が 40.0%、「文化系の習い事（ピアノ、書道教室など）」の割合が 27.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



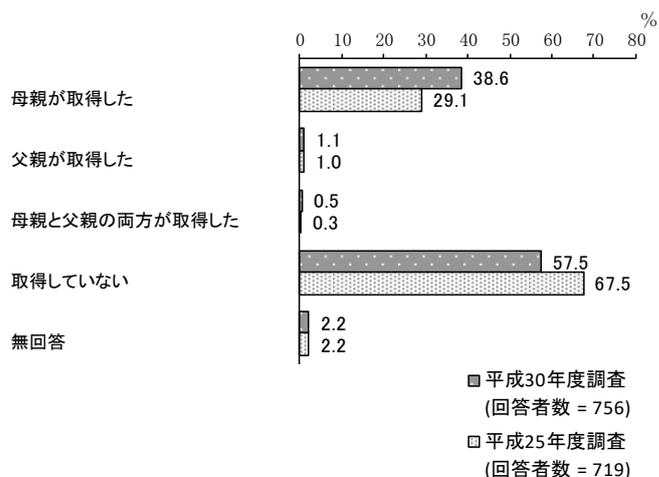
※「運動系の習い事（野球、サッカークラブなど）」、「文化系の習い事（ピアノ、書道教室など）」は平成 25 年度調査では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「学習塾」は平成 30 年度調査で新たに追加した。

(6) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が 57.5%と最も高く、次いで「母親が取得した」の割合が 38.6%、「父親が取得した」の割合が 1.1%となっています。

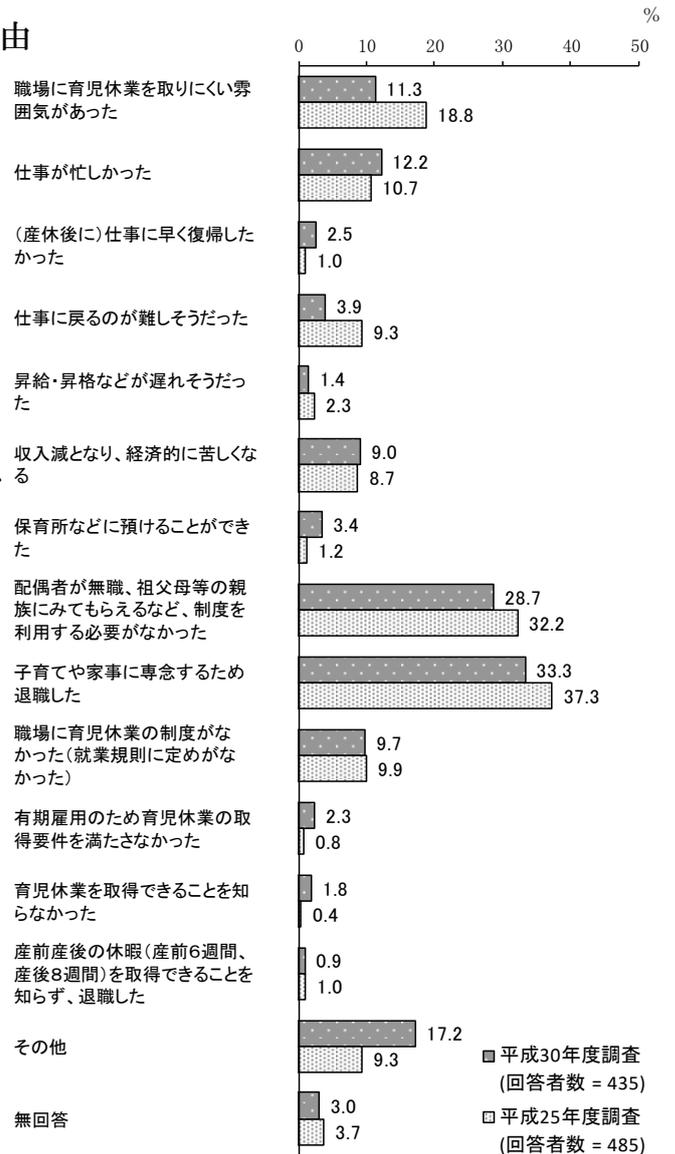
平成 25 年度調査と比較すると、「母親が取得した」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が33.3%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が28.7%、「仕事が忙しかった」の割合が12.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が減少しています。

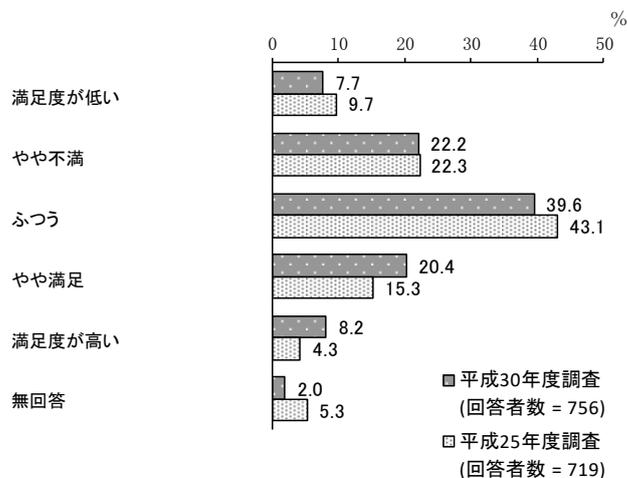


(7) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「ふつう」の割合が 39.6%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が 22.2%、「やや満足」の割合が 20.4%となっています。

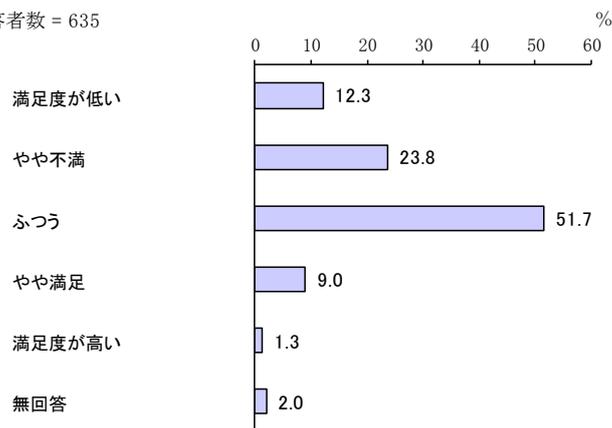
平成 25 年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「ふつう」の割合が 51.7%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が 23.8%、「満足度が低い」の割合が 12.3%となっています。

回答者数 = 635



3 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

第1期事業計画の実績・評価をはじめ、ニーズ調査の結果を踏まえ、古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理し、新たな課題として、5.「子育てを支える地域づくり」を追加しました。

1. 子どもの健やかな育ちのための支援

情報機器の急速な普及に伴い、ネット依存、ネット被害、SNSによるトラブルなどの問題も生じています。小学生・中学生のアンケート調査では、携帯電話のメールやLINE等の利用でトラブル等の経験をした割合について、「特にない」の割合が、小学生は7割弱、中学生は3割となっており、何らかのトラブルが発生した子どもがいることから、情報を主体的に選択し正しく利用できるようメディアリテラシー教育及び情報モラル教育が重要です。

就学前及び小学生保護者のアンケート調査では、子育てをしやすくなる取り組みとして、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」「子どもがのびのびと遊べる場」「子どもたちが安心・安全に遊べる放課後の居場所」など、子どもの安心・安全な居場所を求める声が多くなっています。子どもの居場所づくりとしては、市内各中学校区に児童館を整備しているほか、全ての小学校区に放課後子供教室を設置しておりますが、放課後子どもクラブと連携した活動の推進をはじめ、引き続き、身近な地域の中で安心・安全な子どもの居場所づくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、次世代を担う子どもたちが、社会性を身に付け、社会の一員として自立できるよう、「生きる力」を育む様々な体験ができる場の充実を図り、子どもの体験活動を推進していく必要があります。

2. いきいきと子育てができる環境づくり

少子化や核家族化の進行により、家庭における子育て機能の低下が課題となっていることから、引き続き、保護者の子育て力を高めていく取り組みが必要です。また、就学前保護者のアンケート調査では、「相談できる相手がいない」の方が一定数いることが判明したことから、保護者同士のつながりや仲間づくりを支援していくことが大切です。

本市では、平成31年4月に、妊娠期から乳幼児期まで、あらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口として「子育て世代包括支援センター KuRuKuRu」を開設しました。引き続き、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、子育て世代包括支援センター KuRuKuRu を核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実させていくことが重要です。

また、子育て支援事業について、認知度の低い事業や「これまでに利用したことがある（利用度）」よりも「今後利用したい（希望度）」が高くなっている事業もあることから、子育て支援に関する情報提供の充実を図り、気軽に確実に利用できるよう支援することが必要です。

子育てのあらゆる場面において、不安とストレスを抱えている保護者が増加している中、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因により、わが子を虐待してしまう親の増加が全国的にも大きな問題となっています。

宗像児童相談所における古賀市の児童相談の内、児童虐待に関する相談が全体の27%（29年度実績）を占めており、引き続き、児童虐待に対して、適切な保護及び支援を実施していく必要があります。また、児童虐待は、発生予防の観点が大切であり、早期発見・早期対応をしていくことが極めて重要であるため、関係機関との連携を強化していく必要があります。

3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる子どもの貧困が大きな社会問題となっており、生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっています。

本市では、平成 30 年度に子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「古賀市子どもの未来応援プラン」を策定しました。子どもの貧困問題は、経済的な課題が一つの要因になっていますが、保護者の養育課題や子どもとのコミュニケーション不足等、さまざまな要因が絡むことにより課題が大きくなっていることがあります。「古賀市子どもの未来応援プラン」に基づき、【教育支援】【生活支援】【保護者に対する就労支援】【経済的支援】を柱として、子どもやひとり親家庭をはじめとした保護者に対し、各支援事業の連携した取り組みを実施することにより、貧困の連鎖を断ち切っていくことが重要です。

また、生活と仕事のバランスにおいて、育児休業の取得率は、国の傾向と同様に本市においても、女性は制度の着実な定着が図られているものの、男性は依然と低いままであることが問題となっています。

就学前保護者のアンケート調査では、希望する保育園等へ入園するために、育児休業後の復職時期を希望より早くした人が多いことが分かり、待機児童の懸念から復職時期を希望より早める保護者が多くなることが予測されます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、引き続き、待機児童対策を実施し、希望する育児休業期間制度が利用できる環境づくりをすすめることが必要です。

さらに、就学前及び小学生保護者のアンケート調査で、子どもと外出する際に困ったこととして、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」と、外出に不安を感じている保護者が多くいることが分かりました。

道路・公園整備や地域での防犯活動に加え、児童生徒への防犯教育も継続して実施するなど、安心して子育てできる環境整備をすすめることが必要です。

4. 教育・保育提供体制の充実

国の「子育て安心プラン」は、2020年度末までに待機児童の解消を目指すとしています。本市は、これまでに待機児童ゼロを目指して取り組んできましたが、保護者の就労希望が増加傾向にあるため、待機児童が発生している状況です。（令和元年5月時点）

就学前及び小学生保護者のアンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親は前回調査と比較して、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、働く母親が増加していることから、潜在的な保育ニーズがみられます。教育ニーズも強くみられており、今後も家庭状況や保護者の就労状況の変化等を踏まえ、定期的な教育・保育施設の提供体制の確保が必要です。

また本市では、これまでも社会情勢を踏まえて、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育等の整備をすすめてきました。家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、引き続き、保育サービスを充実させていくことが重要です。

子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」の確保は必須です。さらに、特に幼児期は、非認知能力の形成・向上が大切であり、学童期においては、社会性・協調性が養われる大切な時期でもあることから、教育・保育の「質」の確保も重要で、ハード面・ソフト面の両方を担保できるよう施設・組織体制の充実が必要です。

5. 子育てを支える地域づくり [新規]

小学生及び中学生のアンケート調査で、近所に話ができる大人がいるかどうか、子どもの自己肯定感と関係があり、近所に話ができる大人がいない子どもほど、自己肯定感が低い傾向があることが分かりました。

子どもたちが生き生き過ごし、子育て家庭が今後も古賀市で暮らしたい、古賀市で子育てすることが楽しいと感じられるように、地域全体で子育てを応援していくことは重要です。

引き続き、本市の強みである地域の子育て支援団体等の活動を最大限に活かせるよう、校区コミュニティの推進をはじめ、子育て支援団体等の活動を支援するとともに、その活動がつながり広がるような取り組みが必要です。

また、地域支援者ヒアリング及び高校生ヒアリングでは、「地域」「コミュニティ」「交流」「つながり」等の共通したキーワードが多く見受けられました。

特に高校生ヒアリングでは、「みんなが交流できるまち」「大事なことを学べる機会があるまち」「日々新しい体験ができるまち」「友だちができる場所があり、交友関係が広がるまち」「社会での体験を通じて学ぶまち」……等、子どもたちにとってうれしいまちの姿が明確になりました。総じて、大人だけでなく、次世代を担う子どもたちも主体的にまちづくりに参加していく、「子どもたちも地域の担い手である」という視点を取り入れた事業展開が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

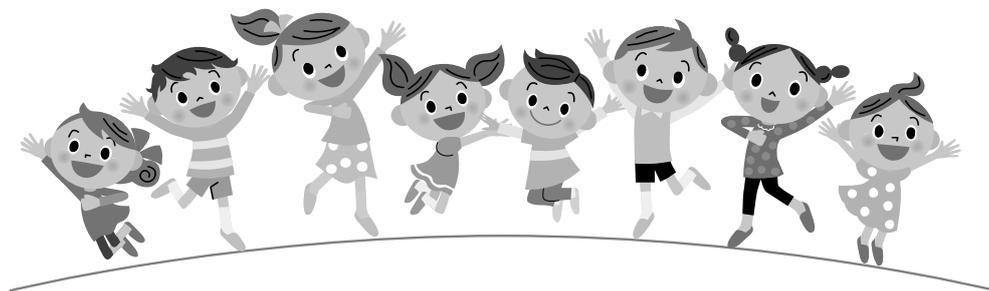
1 基本理念

「第1期古賀市子ども・子育て支援事業計画」で掲げた基本理念「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

各施策を実施することで、子どもたちが安全で安心した環境の中で生き生き育ち、子育て家庭が子育てを楽しみ、古賀市に住んで良かったと実感できるまちになることをめざします。



子どもが生き生き生きるまち
～生きる力を育む子育ての「わ」～



2 基本目標

1. 子どもの健やかな育ちのための支援

(1) 子どもの健やかな心身の育成支援

子どもたちが心身ともに健康に育つことが重要であるため、子どもの健康の向上を図ります。とりわけ、SNS等の情報リテラシー教育やメディア啓発事業等も充実させ、健康な生活を送ることができるよう支援します。

(2) 豊かな人間性を育むための支援

家庭をはじめ保育・教育等において、様々な体験を通じて社会性や協調性を育み、心豊かに成長し自立できるよう支援します。

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

次世代を担う子どもたちが、社会の一員として自立できるよう、グローバル化や多様性の中で社会性を身に付け、自ら学び考え行動できるよう支援します。

2. いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図ります。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターKuRuKuRuを中心に、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(3) 子育て情報の提供と支援の充実

必要な方に必要な支援が届くよう、様々な媒体を活用した情報提供を行うとともに、必要なサービスにつながるよう、対象者に応じた支援体制の充実を図ります。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

児童虐待が社会的に大きな問題になっていることから、引き続き適切な保護及び支援を実施するとともに、啓発事業を充実させ児童虐待を予防し、「子どもの声を聴く」ことで早期発見、早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化していきます。

3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

『子どもの未来応援プラン』と連動させ、事業を推進することで、子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めます。

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めます。

(3) 安心して外出できる環境の整備

子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

4. 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

保護者の就労希望の増加に伴う保育ニーズの高まりや、幼児教育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるよう「子どもの最善の利益」を優先した適切な提供体制の確保に努めます。

(2) 保育サービスの充実

家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実を図ります。

(3) 教育・保育の向上

子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために、施設や組織体制等の充実に努めます。

5. 子育てを支える地域づくり [新規]

(1) 子育て支援団体の活動推進

家庭をはじめ地域全体で子育てができるよう、地域の子育て支援団体の活動を推進するとともに、支援団体同士がつながり、子育て支援が広がるような取り組みを推進していきます。

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

子どもの自主性や社会性を養い、子どもが生きる力を身につけることができるよう、「地域の担い手」としての活動を支援していきます。

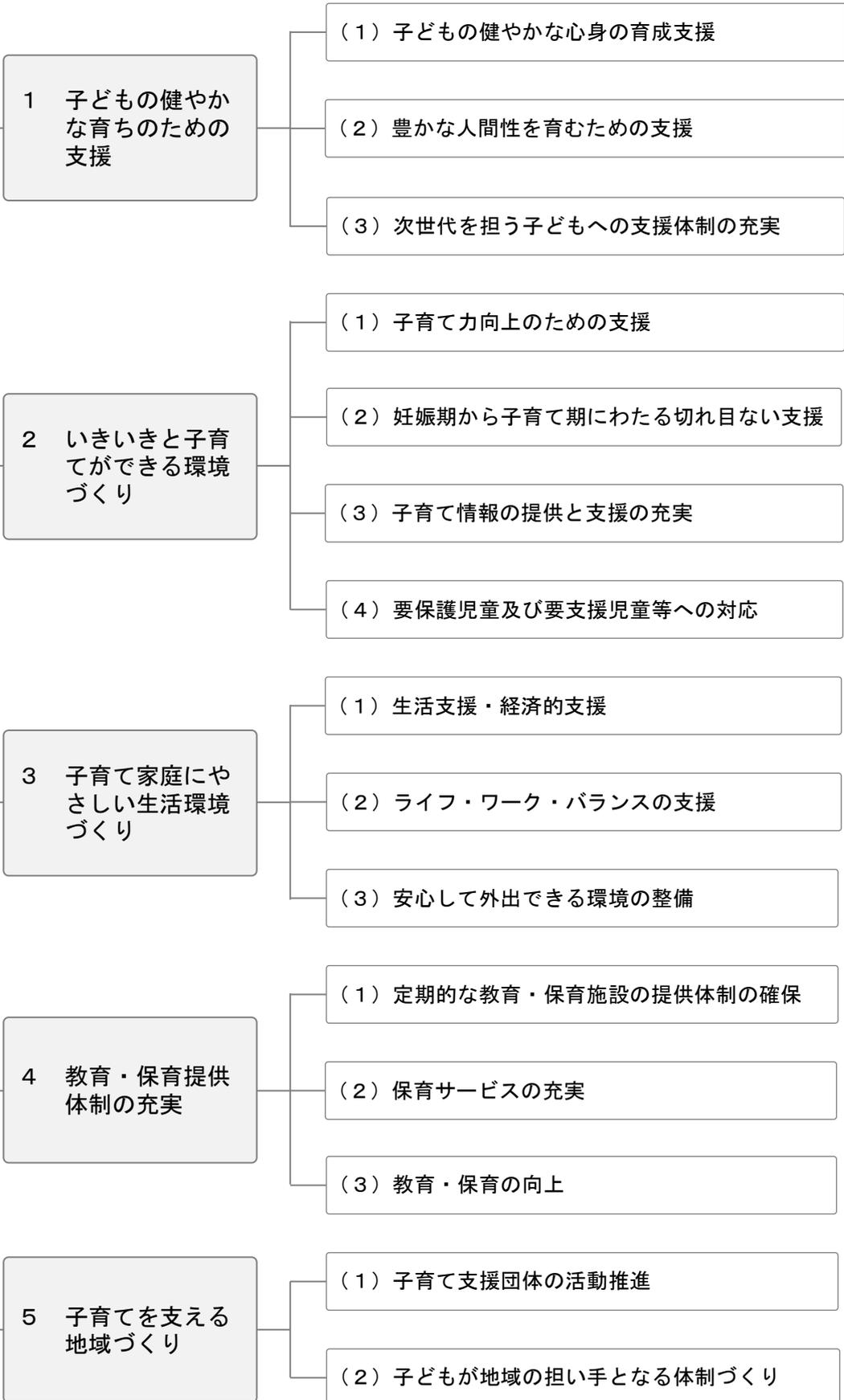
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

子どもが活き活き生きるまち
～生きる力を育む子育ての「わ」～

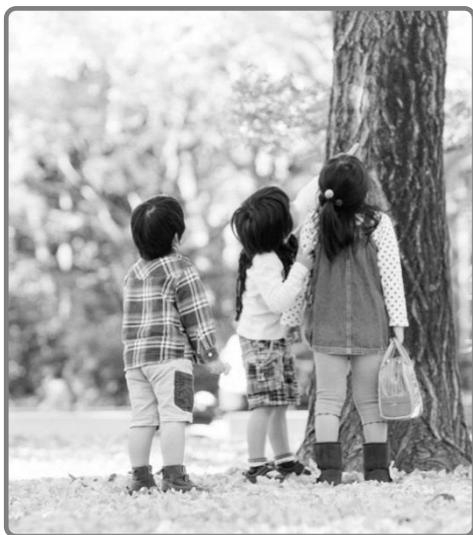




第4章 施策の具体的な取り組み

基本目標 1 子どもの健やかな育ちのための支援

(1) 子どもの健やかな心身の育成支援



保護者をはじめ子どもたちにも、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図ることにより、生活習慣病の予防に努めます。また、食の大切さへの理解を深める取組や子どもの体力向上に向けた取組を行い、子どもが心身ともに健やかに発育・発達していけるよう支援します。

携帯電話のメールや SNS 等の利用で何らかのトラブルが発生した子どもが増加しているため、子ども自身や保護者に対し、情報を主体的に選択し、正しく利用できるようメディアリテラシー教育及び情報モラル教育を積極的に推進していきます。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
健康づくりの啓発	1-1-1	家族健康づくり事業 ・家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業	予防健診課
食育の推進	1-1-2	食生活改善推進事業 ・親子クッキング事業	予防健診課
スポーツ活動の促進	1-1-3	子ども体力づくり推進事業	生涯学習推進課
	1-1-4	スポーツ活動支援事業	生涯学習推進課
小学生の健康管理	1-1-5	就学前健康診断事業	学校教育課
子どもの発達支援	1-1-6	子ども発達指導訓練事業	子育て支援課
	1-1-7	子ども発達相談事業	子育て支援課
心の相談支援	1-1-8	小学校心の教室相談事業 中学校心の教室相談事業	学校教育課
乳幼児親子交流の推進	1-1-9	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～ ・メディア啓発事業	子育て支援課
児童生徒生活環境の改善	1-1-10	児童生徒生活環境改善事業 ～スクールソーシャルワーカー事業～	学校教育課

(2) 豊かな人間性を育むための支援

古賀市の資源を最大限に生かし、生活体験や自然体験などの各学習、教育・読書活動、芸術・文化とのふれあいを通して、子どもたちの豊かな心や感性をはじめ、社会性、協調性及び自主性を育みます。

また、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図るため、学童保育及び放課後子供教室の一体的な推進等を進めます。

さらに、古賀市子ども・子育て支援条例に基づき、子どもが身近な地域の中で安心して自由に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子どもの居場所づくり	1-2-1	地域子ども居場所づくり事業 ・放課後子供教室事業	青少年育成課
	1-2-2	子ども居場所提供事業	青少年育成課
青少年育成活動の支援	1-2-3	青少年育成活動支援事業	青少年育成課
青少年活動の推進	1-2-4	子ども自立支援事業 ～スタンドアローン（一人で立つ）支援事業～	隣保館
人権教育・啓発	1-2-5	地域人権啓発事業 ・じんけん平和教室	隣保館
	1-2-6	地域人権啓発事業 ・異文化交流教室（ひだまりパスポート）	隣保館
読書活動の促進	1-2-7	視聴覚資料利用促進事業 ・子ども映画会事業	図書館
	1-2-8	読み聞かせ促進事業 ・おはなし会事業	図書館
	1-2-9	読み聞かせ促進事業 ・セカンドブック事業	図書館
	1-2-10	読書活動促進事業 ・読書ノート事業	図書館
文化芸術の振興	1-2-11	文化芸術振興事業 ・アートバス事業	文化課
歴史文化の普及	1-2-12	小・中学生郷土史教育事業 ・子ども自然史・歴史講座	文化課
	1-2-13	歴史文化普及事業 ・教育普及業務	文化課

	1-2-14	自然史歴史教養向上事業 ・歴史資料館れきし体験パスポート	文化課
	1-2-15	自然史歴史教養向上事業 ・子ども考古学部	文化課

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

子どもたちがさまざまな体験や交流を通じて勤労観・職業観を高め、自立し、将来を生きるを育めるよう、職業体験やキャリア教育を通じて、子どもの体験活動を推進します。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
職業体験学習	1-3-1	中学生職業体験学習事業	学校教育課
キャリア教育	1-3-2	小学生キャリア教育	学校教育課

基本目標 2 いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上に向け、子育てに関する講座等の学び場を提供するとともに、さまざまな機会を通じて保護者の子育てに関する知識の向上を図ります。

また、子育て中の保護者がもてる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていきけるよう、学校等をはじめ、地域とも連携し、家庭の子育て力の向上を図ります。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
食育の推進	2-1-1	食生活改善推進事業	予防健診課
家庭・地域教育の支援	2-1-2	家庭教育啓発事業	生涯学習推進課
子どもの発達支援	2-1-3	子ども発達指導訓練事業 ・NP 事業等	子育て支援課
育児力の向上	2-1-4	乳児母子支援講座事業 ～IPPO プログラム事業～	子育て支援課
読書活動の促進	2-1-5	読書活動促進事業 ・親子読書会	図書館
児童の権利擁護	2-1-6	家庭児童相談支援事業	子育て支援課

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を充実させていきます。

とりわけ、産後うつをはじめ、産後に何らかの不調を経験している産婦の割合が高いことから、「産後ケア」を強化し推進していきます。

また、引き続き乳幼児健康診査を行い、月齢、年齢に応じた児童の発達状況や健康状態を把握することで、早期の対策や支援・指導につなげます。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
妊娠期保健の推進	2-2-1	妊娠期健康増進事業 ・妊婦教室・相談事業	子育て支援課
	2-2-2	妊婦健康診査事業	子育て支援課
子育て家庭の訪問支援	2-2-3	乳児家庭全戸訪問等事業 ・あかちゃん訪問事業	子育て支援課
乳幼児期保健の推進	2-2-4	離乳食指導事業	子育て支援課
	2-2-5	乳幼児健康診査事業	子育て支援課
感染症の対策	2-2-6	小児予防接種事業	予防健診課
子育ての相談支援	2-2-7	乳幼児親子相談・交流事業	子育て支援課

(3) 子育て情報の提供と支援の充実

子育て世帯が知りたい情報を適時に提供できるように、積極的かつ効果的に情報提供に努めます。

また、家庭や地域の中で孤立化しないように、必要な支援を行うとともに、地域子育て支援拠点事業のひろばや子育てサークルなど、地域での様々な人や場へ繋がっていけるような支援を行います。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子育て情報発信の充実	2-3-1	子育て情報発信事業	子育て支援課
	2-3-2	子育て情報発信事業 ・子育て情報誌「こもこも」	子育て支援課
	2-3-3	青少年育成活動情報発信事業	青少年育成課

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化を背景に、地域の中で子育ての不安や負担を一人で抱え孤立している保護者がいることが考えられるため、相談体制を強化するとともに、相談できる場所・機関等の周知を徹底していきます。

また、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を行うとともに、子ども家庭総合拠点の充実を図り、地域や関係機関等が連携して児童虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組み、子どもが安心して生活できるまちづくりを推進します。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
児童の権利擁護	2-4-1	要保護児童等対策支援事業 ・啓発事業	子育て支援課
	2-4-2	要保護児童等対策支援事業 ・相談事業	子育て支援課
	2-4-3	家庭児童相談支援事業	子育て支援課
子育て家庭の訪問支援	2-4-4	乳児家庭全戸訪問等事業 ・養育支援家庭訪問事業	子育て支援課
青少年の相談支援	2-4-5	青少年相談事業	青少年育成課
人権教育・啓発	2-4-6	人権教育事業 ・人権教育・啓発の推進事業	人権センター

基本目標 3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、子育てに関する経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援します。また、発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続します。

さらに、医療的ケアが必要な児童や外国籍児童への支援を検討します。

また、子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実を図ります。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
就学の支援	3-1-1	特別支援教育就学奨励費支給事業	学校教育課
	3-1-2	就学援助事業	学校教育課
	3-1-3	中学生制服等再利用支援事業	学校教育課
進学の支援	3-1-4	高等学校等進学費用負担軽減事業	学校教育課
出産の支援	3-1-5	助産施設入所管理事業	子育て支援課
子育ての支援	3-1-6	緊急時児童一時入所支援事業 ・ショートステイ事業	子育て支援課
乳幼児期保健の推進	3-1-7	未熟児養育医療費用負担軽減事業	子育て支援課
子育て世帯の経済的支援	3-1-8	子育て世帯経済的支援事業 ・児童手当	子育て支援課
	3-1-9	私立幼稚園就園支援事業	子育て支援課
	3-1-10	子ども医療費用負担軽減事業	市民国保課
ひとり親家庭の自立支援	3-1-11	ひとり親家庭等経済的支援事業 ・児童扶養手当	子育て支援課

	3-1-12	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援課
	3-1-13	母子父子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課
	3-1-14	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課
	3-1-15	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	市民国保課
障害者の生活支援	3-1-16	障害者経済的支援事業 ・特別児童扶養手当	子育て支援課
	3-1-17	重度障害者医療費用負担軽減事業	市民国保課
	3-1-18	障害者経済的支援事業	福祉課
障害者交流活動の推進	3-1-19	障害者交流活動支援事業	福祉課
障害者サービス給付	3-1-20	障害者地域生活支援事業 ・日中一時支援事業	福祉課
障害者の相談支援	3-1-21	障害者相談事業	福祉課

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

育児休業の利用促進を目指すとともに、長時間労働の是正や短時間勤務の導入、有給休暇取得の促進、復職支援の推進等、働き方改革の実現により、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子育ての支援	3-2-1	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター事業～	子育て支援課
男女共同参画意識の向上	3-2-2	男女共同参画啓発事業	コミュニティ推進課
就労の支援	3-2-3	職業紹介事業	商工政策課

(3) 安心して外出できる環境の整備

子どもがのびのびと安全に遊ぶことができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を検討します。また、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

また、地域ぐるみで防犯活動を推進し、地域全体の防犯意識を高め、犯罪のない安全な地域づくりを進めるとともに、子どもや子どもを連れた保護者が安心して外出できるまちづくりを進めます。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
青少年問題の対策	3-3-1	青少年有害環境浄化事業	青少年育成課
児童生徒の安全確保	3-3-2	小中学生安全情報配信事業 ～ふくおかキッズガードネットワーク事業～	学校教育課
交通安全の啓発	3-3-3	交通安全対策事業	総務課
防犯体制の充実	3-3-4	安全安心まちづくり推進事業	総務課
公園の管理	3-3-5	公園管理	都市計画課
道路網の整備	3-3-6	道路舗装改良事業	建設課

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

共働き世帯の増加などに伴い保育ニーズが高まっていることから、需要量と供給量のバランスを考慮した上で、既存施設の有効活用や地域型保育事業の設置等も考慮しつつ、適切な提供体制の確保に努めます。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
公立保育所保育	4-1-1	公立保育所管理運営事業	子育て支援課
私立保育所保育	4-1-2	私立保育園運営支援事業	子育て支援課
幼児教育の支援	4-1-3	認定こども園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-4	私立幼稚園運営支援事業	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化に伴う保育ニーズを十分に踏まえ、引き続き一時預かり保育、休日保育等に係る保育サービスの充実を図るとともに、保育人材の確保などの取り組みを推進します。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
学童保育所保育	4-2-1	学童保育所管理運営事業 ・学童保育事業	学校教育課
	4-2-2	学童保育所管理運営事業 ・要支援生徒加配事業	学校教育課
	4-2-3	公立保育所管理運営事業 私立保育園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
保育ニーズの対応	4-2-4	延長保育事業	子育て支援課
	4-2-5	休日保育事業	子育て支援課
	4-2-6	病後児保育事業	子育て支援課
	4-2-7	保育所一時預かり事業	子育て支援課
	4-2-8	保育所体験事業	子育て支援課

(3) 教育・保育の向上

幼稚園・保育所等・小学校との連携を強化し、スムーズに小学校に適應できるよう取り組みます。また、質の高い教育・保育サービスの提供に努めます。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
部活動の活性化	4-3-1	部活動指導等支援事業	学校教育課
学習環境づくりの支援	4-3-2	小学校少人数指導推進事業 中学校少人数指導推進事業	学校教育課
	4-3-3	小学校適應促進補助員配置事業	学校教育課
進学支援	4-3-4	高等学校等中途退学問題対策事業	学校教育課
学力の向上	4-3-5	学習支援事業 ～学習支援アシスタント事業～	学校教育課
不登校児童生徒学校生活 適應支援	4-3-6	不登校児童生徒学校生活適應支援事業	学校教育課
特別支援教育の推進	4-3-7	特別支援教育事業 ～特別支援教育支援員配置事業～	学校教育課
	4-3-8	特別支援教室事業 ・保育園・幼稚園・小学校の連携	学校教育課
	4-3-9	通級指導教室事業	学校教育課
外国語教育の促進	4-3-10	外国語教育促進事業	学校教育課
教職員指導力の向上	4-3-11	教職員研修活動支援事業	学校教育課
子どもの発達支援	4-3-12	子ども巡回発達支援事業	子育て支援課
私立保育園保育	4-3-13	私立保育園整備支援事業	子育て支援課
幼児教育の支援	4-3-14	認定こども園整備支援事業	子育て支援課
小学校運営管理	4-3-14	小学生日本語対応支援事業	学校教育課

環境適応の支援	4-3-15	小学校学級人間関係づくり支援事業 中学校学級人間関係づくり支援事業	学校教育課
特色のある学校づくりの 推進	4-3-16	総合的な学習事業	学校教育課

基本目標 5 子育てを支える地域づくり

(1) 子育て支援団体の活動推進

地域に密着した子育て支援活動が展開されるよう、子育て支援の資源を最大限生かす、子育て支援団体の連携強化を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。学校やリーバスプラザ古賀等の公共施設をはじめ、地域の公民館を活用できるよう、地域の子育て支援団体の活動を支援します。

また、地域で子育てに関わる人材を増やすため、地域の高齢者や大学生等の参画を促進します。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
地域コミュニティ活動の推進	5-1-1	校区コミュニティ活動支援事業	コミュニティ推進課
市民活動の支援	5-1-2	市民活動拠点管理事業	コミュニティ推進課
乳幼児親子の交流推進	5-1-3	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
	5-1-4	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～	子育て支援課
	5-1-5	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～	子育て支援課
	5-1-6	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て支援課
子育ての支援	5-1-7	子育て応援サポーター活動推進事業	子育て支援課
読書活動の促進	5-1-8	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・読書ボランティア講座	図書館
	5-1-9	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・地域文庫活動支援事業	図書館
	5-1-10	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	学校

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

子ども同士の交流の機会が減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性をはぐくむ機会が少なくなっています。

子どもたちもまた地域の担い手であるということを忘れず、子どもたちが社会性を身につけ、地域へ愛着が持てるようにしていきます。子どもが、「生きる力」を育むことができるよう、子どもがまちづくりに参画できる機会を提供していきます。

基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
読書活動の促進	5-2-1	読書活動促進事業 ・中学生読書サポーター事業	図書館
文化芸術の振興	5-2-2	文化芸術人材育成事業 ・子ども絵画教室	文化課
青少年活動の支援	5-2-3	青少年生活体験支援事業 ・通学合宿事業	青少年育成課
	5-2-4	地域青少年体験活動支援事業	青少年育成課
	5-2-5	青少年音楽活動支援事業	青少年育成課
青少年活動の推進	5-1-6	青少年体験活動推進事業 ・子どもアート教室	青少年育成課
	5-1-7	青少年体験活動推進事業 ・子どもわくわくフェスタ事業	青少年育成課

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画は、保健、健康、保育、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっているため、各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

計画を推進していくためには、行政組織だけでなく、引き続き、保育園や幼稚園、



学校等の関係機関をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び地域で子育て支援を実施している担い手の方たちの協力と参加が必要です。

また、さらに市民に対して積極的に情報提供をしていくことで、「支援する人」「支援される人」と限定せず、その役割を超え、支援が循環していくよう、子育てを地域全体で取り組んでいけるよう推進していきます。

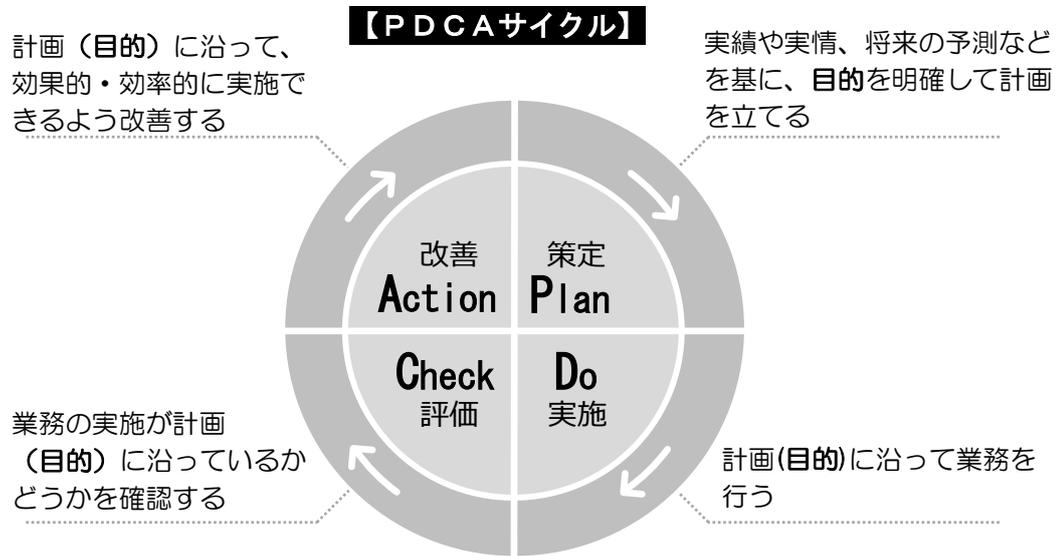
このように、本市の持っている地域の素晴らしい人材を最大限に活かし、それぞれの連携を図り、つながり、上げながら子育て支援の充実を図ります。

2 実施状況の継続的な点検

本計画の適切な進行管理を行うために、次のように取り組んでいきます。

- (1) 庁内関係各課で構成している「古賀市子ども・子育て支援庁内会議（以下、「庁内会議」という。）において、毎年、担当課の自己評価を基に、事業の進捗状況を確認します。進捗管理にあたっては、事業の目的を再確認しながら、新たな連携の可能性を探る等、事業の効果的な推進方法について、定性・定量の両視点から、改善に向けた「対話」を重視する場とします。
- (2) 「古賀市子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）では、毎年、庁内会議で話された内容を基に、事業実績・評価・改善等について審議することとします。
- (3) 計画に定めた「量の見込み」が実情と大きく乖離し、変更が必要と考えられる場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施します。
- (4) 計画の見直しを行い、計画を変更する必要がある場合は、子ども・子育て会議で審議し、意見を聴くこととします。
- (5) 本計画は、子どもの成長、子育てへの支援等総合的計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関等と連携し、推進します。

したがって、市のホームページ等広報媒体を活用により、本計画の実施状況に係る情報の周知を図り、市全体で施策を推進するよう努めます。



3 計画の周知

本計画の進捗状況は、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報こがやホームページで周知します。